

長野市消防局救命講習用資器材貸付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、市民等が応急手当普及啓発のための救命講習会(以下「講習会」という。)を開催する場合に使用する資器材の貸付け等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において救命講習用資器材(以下「資器材」という。)とは、別表第1に定めるものをいう。

(貸付けの対象講習会等)

第3 資器材の貸付けの対象となる講習会は、個人又は団体が主催する講習会で、次の条件を満たすものとする。

- (1) 長野市応急手当普及啓発実施要綱(平成5年長野市告示第219号。以下「要綱」という。)に定める普通救命講習会、普通救命講習会と同等以上の講習内容を実施する講習会又は救命処置の普及啓発を目的とした講習会等であること。
- (2) 講習会指導者は、要綱に定める応急手当指導員又は応急手当普及員の講習を修了し、3年を経過していない者であること。
- (3) 講習会は、営利を目的としたものでないこと。

2 長野市消防局管内の医療機関に勤務する救命に精通した医師及び看護師等が、地域住民を対象に開催する講習会であること。

(貸付期間)

第4 資器材の貸付期間は、一の講習につき3日以内とする。

(貸付数及び消耗品)

第5 資器材は、講習会の参加人員等を勘案して必要な数を貸し付けるものとする。

2 資器材以外の物品については、資器材を借り受けた者(以下「借受者」という。)が準備するものとする。

(借受けの申込み)

第6 資器材を借り受けようとする者(以下「借受希望者」という。)は、長野市消防局救命講習用資器材借受申込書(様式第1号。以下「借受申込書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、借り受けようとする日の10日前までに消防局長に提出しなければならない。

- (1) 運転免許証の写し又は借受希望者の身分を証する書類等
- (2) 講習会の内容、会場、参加者等が分かる書類
- (3) 講習指導者の応急手当指導員認定証の写し又は応急手当普及員認定証等の写し

2 消防局長は、借受申込書を受理したときは、その内容を審査し、貸付けの可否を決定し、その旨を借受希望者に通知するものとする。この場合において、消防局長は、資器材を貸し付ける決定(以下「貸付決定」という。)をしたときは、借受希望者に対し、資器材の貸付けを行う場所を併せて通知するものとする。

(資器材の借受け)

第7 貸付決定の通知を受けた借受希望者は、前第6第2項により指定された場所において、資器材を借り受けるものとする。

2 貸付決定の通知を受けた借受希望者は、資器材を借り受けるときは、長野市消防局救命講習用資器材借受書（様式第2号）を消防局長に提出しなければならない。

（借受者の責務）

第8 借受者は、借り受けた資器材を常に良好な状態で保管及び安全かつ適切な方法によりこれを使用しなければならない。

（返却）

第9 借受者は、借受申込書に記載した借受期間の末日までに資器材を返却しなければならない。

2 借受者は、資器材を使用した場合は、これを原状に復して返却するものとする。ただし、消防局長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

（紛失等の報告）

第10 借受者は、資器材を紛失し、又は損傷させたときは、直ちに長野市消防局救命講習用資器材紛失・損傷報告書（様式第3号）を消防局長に提出しなければならない。

（賠償責任）

第11 故意又は過失により資器材を紛失し、又は損傷させた者は、これを原状に復し又はその損害を賠償しなければならない。

2 資器材の使用により生じた事故に対しては、消防局は、一切の責めを負わない。

（補則）

第12 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、消防局長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第 1 (第 2 関係)

救命講習用資器材

番号	品名	規格
1	訓練用 A E D	
2	心肺蘇生訓練用人形	大人用 (半身型)
3	心肺蘇生訓練用人形	小児用
4	心肺蘇生訓練用人形	乳児用
5	訓練用三角巾	布製